

クラブ・サークル関係規程集

- 1 学生課外活動団体の助成基準
- 2 学生課外活動団体の助成基準の取扱いについて
- 3 広島市立大学クラブ及びサークル認定基準
- 4 広島市立大学学生生活規程
- 5 広島市立大学体育施設使用規程
- 6 広島市立大学学生会館及びクラブハウス使用規程

学生課外活動団体の助成基準

H13.7.13 制定

H15.5.15 改正

広島市立大学学生生活規定第6条第3項の規定に基づきクラブ又はサークルとして認められた団体に対しては、その団体の活動に対し、後援会から後援会予算の範囲内において助成を行うことができる。

I クラブに対する助成

1 一般助成

一般助成は、活動費助成、参加費助成、施設設備使用料助成とし、各クラブから提出された予算書を審査のうえ助成額を決定する。助成金は概算払とし、実績報告時に精算する。

(1) 活動費助成

以下の経費総額の1/2以内で20万円を限度とする。

- ① 活動に必要な共通物品（個人に属する物は除く）
- ② ブロック組織、全国組織の学外団体への登録費、会費等
- ③ 指導謝礼
- ④ 合宿、発表会経費（宿泊費、食事代は除く）
- ⑤ 事務費（電話代、郵送料、事務用品）
- ⑥ 練習施設使用料等

(2) 参加費助成

選抜で出場する西日本大会、全国大会以外の大会（練習試合を含む）に参加する場合で、以下の経費総額の2/3以内で15万円を限度とする。

- ① 大会出場負担金（出品料を含む）
- ② 交通費（一般遠征、練習試合等）

(3) 施設設備使用料助成

本学内に練習施設等のないクラブに限り、以下の経費の2/3以内で10万円を限度とする。

- ① 施設使用料等

2 特別助成

一般助成では賄えない高額な備品や設備の購入については、当該クラブの顧問教員の申請により、個々に審査を行い、助成額を決定する。

(1) 対象 10万円以上の設備備品

(2) 助成額 総額の9/10以内で50万円を限度とする。

3 大会助成

選抜又は予選を勝ち抜いて出場する西日本大会（中国、四国、九州、近畿地域）、全国大会への出場のための交通費（最低かつ合理的な方法での交通費で、宿泊費は含まない）及び参加負担金（いずれも一般助成に計上したものは除く）

- （１）対 象 監督及び出場選手のうち規定人数（スターティングメンバー）
- （２）助成額 全国大会出場の場合は全額、西日本大会の場合は半額とし、
15万円を限度とする。
- （３）回 数 1クラブ年間1回のみ

4 顧問教職員大会引率旅費助成

3で助成する大会に学生を引率する顧問教職員の交通費（宿泊費は含まない）

- （１）助成額 1回5万円を限度とする。
- （２）回 数 1クラブ年間2回まで

Ⅱ サークルに対する助成

助成内容

助成は一般助成のみで、1団体あたり5万円を限度とし、（１）の人数割額と（２）の助成対象総額の1／2を比較して低い方を助成額とする。助成金は概算払とし、実績報告時に精算する。

（１）人数割額

1人あたり2,500円×正規登録部員数

正規登録が重複している部員は、どちらのサークルの部員としても数えない。

（２）助成対象

- ① 活動に必要な共通物品（個人に属する物は除く）
- ② ブロック組織、全国組織の学外団体への登録費、会費等
- ③ 指導謝礼
- ④ 合宿、発表会経費（宿泊費、食事代は除く）
- ⑤ 事務費（電話代、郵送料、事務用品）
- ⑥ 練習施設使用料等
- ⑦ 大会出場負担金（出品料を含む）
- ⑧ 交通費（一般遠征、練習試合等）

学生課外活動団体の助成基準の取扱いについて

H11.4.1

2022.7.1 改正

学生課外活動団体に対する助成基準については、次のとおり取扱うものとする。

《クラブに対する助成》

1 一般助成

助成対象については、内容が分かるよう詳しく記入すること。

助成対象、対象外については次のとおりとする。

(1) 一般助成

① 共通物品とは、共同で使用する物品で専ら個人で使用するものは対象外とする。なお、ユニフォーム類についても対象外とする。

② 指導謝礼については、謝礼金に替わる品物でも対象とする。

③ 合宿、発表会経費のうち宿泊代、食事代は対象外とする。

(2) 参加費等

① 大会参加負担金及び交通費のうち西日本大会、全国大会など予選があり、出場することが確定していない大会の経費は対象外とする。

(3) 施設設備等使用料

① 本学内に練習施設等のないクラブの施設設備等使用料が対象となるが、水泳部のプール使用料、ダンス部のダンス練習会場借上料等がこれにあたる。

(4) その他対象外となるもの

① 親睦会やキャンプなど団体の主目的とは異なる活動の経費

② 大学祭への出店代、材料費等

③ 個人に還元されるもの

申請時（5月）に予算書の審査を行い、概算払いで助成し、実績報告（4月）に基づき、領収書等により確定させ、助成額に満たない場合は、差額を返却又は次年度の助成額で調整を行う。

なお、助成額を超過した場合の経費については認めないので、助成額の範囲内で予算執行を行うこと。

2 特別助成

申請時に必要性や物品の選定について審査する。

助成対象とならない場合を挙げると

- ・団体の活動に必要だと認められないもの
- ・共有物品とは認めがたいもの
- ・納入価格が10万円未満となるもの

なお、必要な機能以上のグレード選定となっているものは協議により必要最小限のグレードに変更する。

購入の手続きは後援会事務局で行う。各団体の負担分については、落札金額の1/10相当額（円未満は切り上げで限度額を超えた物品については不足額とする。）を購入決定後に後援会へ入金すること。

3 大会助成

助成対象となる大会に出場することが決定したら、大会開催日の2週間前までに、申請を行うこと。また、申請に必要な書類が完全に揃わない場合でも、後援会事務局に了解を得たうえでその旨を申請書に記入し、提出すること。

結果報告については、大会終了後概ね2週間以内に行うこと。なお、領収書などには団体名（あるいは個人名）を記入しておいてもらうこと。

4 顧問教職員大会引率旅費助成

3で助成する大会に学生を引率する顧問教職員の交通費についても、同様の取扱いとする。

《サークルに対する助成》

一般助成のみ該当

助成対象、対象外の考え方は、クラブに対する助成に準じた取扱いとする。

ただし、サークルについては、「本学内に練習施設等のないクラブ」には当たらない。」

広島市立大学クラブ及びサークル認定基準

広島市立大学学生生活規程第6条の規定により、クラブ及びサークルの認定基準を次のとおり定める。

1 認定基準

次の要件の全てに該当する学生団体については、いかなる名称であるかを問わずクラブと認定し、(1)、(2)、(3)及び(8)の要件に該当する学生団体については、いかなる名称であるかを問わずサークルと認定する。

- (1) 規約、役員名簿、構成員名簿（複数の学生団体に加入している学生については、そのうちの一体についてのみ、構成員として名簿に記載することができる。名簿には、課外活動団体加入申込書に自らが署名捺印した学生のみ記載することができる。）、年間活動計画書及び収入支出予算書を整備し、かつ、活動する目的、趣旨等が明確で学生の団体としてふさわしいものであること。
- (2) 2学部以上の学生が構成員であることを原則とする。
- (3) 加入資格について正当な理由なく制限を設けていないこと。
- (4) 代表者（部長等）の指示が速やかに各部員に徹底するなど一団体としての統制がとれていると認められること。
- (5) 概ね1年以上の活動実績を有し、かつ、将来も継続して活動が行われると認められること。
- (6) 構成員が、8名以上（団体競技等を目的とする団体においては、その競技が実施できる人数以上）いること。
- (7) 団体の活動内容が明らかに同一と認められるクラブ又はサークルが既に活動していないこと。
- (8) 本学の教職員を顧問にしていること。

2 施行日

平成22年4月1日

広島市立大学学生生活規程

（趣旨）

第1条 この規程は、広島市立大学（以下「本学」という。）の学生生活に関し必要な事項を定めるものとする。

（学生証）

第2条 学生は、構内（本学の敷地として現に使用している区域をいう。以下同じ。）においては、常に学生証を携帯しなければならない。

2 学生は、本学の教職員から学生証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 学生は、学生証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに所定の申請書を事務局教務・研究支援室長（以下「教務・研究支援室長」という。）に提出し、学生証の再交付を受けなければならない。

4 学生は、学生証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

5 学生は、卒業、退学等により本学の学生の身分を失ったときは、学生証を教務・研究支援室長に返還しなければならない。

（住所届）

第3条 学生は、入学後速やかに、所定の住所届を事務局学生支援室長（以下「学生支援室長」という。）に提出しなければならない。住所を変更したときも、同様とする。

（健康診断）

第4条 学生は、毎学年定期又は臨時に行われる健康診断を受けなければならない。

2 学生は、前項の健康診断により、精密検査等の指示があったときは、これに従わなければならない。

（学生の団体）

第5条 学生は、団体（本学の学生のみで構成されるものに限る。以下「学生団体」という。）を設立しようとするときは、所定の学生団体結成届を学生支援室長に提出し、学長の許可を受けなければならない。記載事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 学生団体は、クラブ、サークル、その他に区分される。

3 学生団体は、学内及び学外の団体に加入しようとするときは、所定の団体加入届を学生支援室長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

4 学生団体は、加入している学内又は学外の団体から脱退したときは、所定の団体脱退届を学生支援室長に提出しなければならない。

5 学生団体は、その学年も継続して活動しようとするときは、5月末日までに所定の学生団体継続届を学生支援室長に提出しなければならない。

6 学生団体は、解散しようとするときは、所定の学生団体解散届を学生支援室長に提出しなければならない。

7 学長は、学生団体が次の各号のいずれかに該当するときは、学生委員会の議を経て当該学生団体の解散を命ずることができる。

（1）本学の教育研究活動を妨げたとき。

（2）学則その他本学の諸規程に違反したとき。

（3）不祥事を起こす等団体の運営が円滑に行われなかったとき。

（4）第4項の学生団体継続届が、提出されなかったとき。

（5）前各号に掲げるもののほか、学長が不適当と認めたとき。

8 前各項に定めるもののほか、学生団体に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て学長が定める。

（クラブ又はサークルの認定）

第6条 クラブ又はサークルの認定（以下「認定」という。）は、学生委員会の議を経て学長が定める基準により行う。

2 クラブと認定された学生団体については、部室を使用させるとともに、学生会館の集会室及び和室、体育館、運動場、トラック&フィールド、テニスコート又はアーチェリー場の使用に当たっては、サークル及び一般学生より優先する。

3 サークルと認定された学生団体については、部室を使用させない。ただし、学生会館の集会室及び和室、体育館、運動場、トラック&フィールド、テニスコート又はアーチェリー場の使用に当たっては、一般の学生より優先する。

（認定の申請等）

第7条 認定を受けようとする学生団体は、当該学年の5月末日までに所定の申請書を学生支援室長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の規定による申請があったときは、学生委員会の議を経て認定するか否かを決定し、その結果を当該学年の6月末日までに当該申請を行った学生団体に通知するものとする。

3 認定の期間は、当該認定を決定した日から翌学年の6月末日までとする。

4 認定を受けた学生団体は、翌学年の4月末日までに、所定の学生団体実績報告書を学生支援室長を経て学長に提出しなけ

ればならない。

（認定の取消し）

第8条 学長は、認定を受けた学生団体が第6条第1項の基準に該当しなくなったときは、学生委員会の議を経て当該認定を取り消すものとする。

（集会等）

第9条 構内において集会等を開こうとする学生又は学生団体は、開催日の3日前までに所定の申請書を学生支援室長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 学長は、集会等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を取り消し、又は当該集会等の中止を命ずることができる。

- (1) 本学の教育研究活動を妨げたとき。
- (2) 学則その他本学の諸規程に違反したとき。
- (3) 事故発生等集会等の運営が円滑に行われなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学長が不適当と認めたとき。

（構内掲示）

第10条 構内にポスター等（以下「掲示物」という。）を掲示しようとする学生又は学生団体は、あらかじめ所定の申請書を学生支援室長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する掲示物は、前項の許可をしない。

- (1) 特定の個人、団体等を誹謗し、又はその名誉を傷つけるもの
- (2) 虚偽の事項を記載したもの
- (3) 内容、形状、大きさ等が不適切なもの

3 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る掲示物に所定の許可印の押印を受けなければならない。

4 学長は、掲示物が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可を取り消し、又は当該掲示物の撤去を命じ、若しくはこれを撤去することができる。

- (1) 許可期間を経過したもの
- (2) 許可印の押印を受けていないもの
- (3) 学長が指定した場所以外の場所に掲示したもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学長が不適当と認めたもの

（印刷物の配布）

第11条 構内において新聞、ピラ等（以下「印刷物」という。）を配布しようとする学生又は学生団体は、配布日の3日前までに所定の申請書を学生支援室長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 印刷物の配布については、前条第2項及び第4項（第2号を除く。）の規定を準用する。

（寄附募集等）

第12条 構内において寄附募集、物品販売、署名運動、世論調査その他これらに類する行為をしようとする学生又は学生団体は、当該行為の3日前までに、所定の申請書を学生支援室長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

（委任）

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則 略

広島市立大学体育施設使用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学施設管理規程第5条第1項の規定に基づき、体育館、運動場、トラック&フィールド、テニスコート及びアーチェリー場（以下「体育施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用目的）

第2条 体育施設は、当該体育施設に応じたそれぞれの用途以外の用途に使用することはできない。ただし、学長が、特に必要と認めるときは、この限りでない。

（使用時間）

第3条 体育施設は、午後9時から午前8時30分までは使用することができない。ただし、学長が、特に必要と認めるときは、この限りでない。

（使用許可の手続）

第4条 体育施設を使用しようとするクラブ及びサークルは、四半期（学年を4期に分けたそれぞれの期をいう。以下同じ。）ごとに所定の申請書を当該四半期の初日の属する月の前月の10日までに事務局学生支援室長（以下「学生支援室長」という。）に提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 体育施設を使用しようとする一般学生及び教職員は、あらかじめ所定の申請書を学生支援室長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

3 前項の申請書の受付期間は、その申請に係る使用日の3週間前から使用日までとする。

（特別設備の設置の許可）

第5条 体育施設の使用に当たり、特別の設備を設け、又は特殊な物品を搬入しようとする者は、あらかじめ学生支援室長に所定の申請書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

（委任）

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則 略

広島市立大学学生会館及びクラブハウス使用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学施設管理規程第5条第1項の規定に基づき、学生会館及びクラブハウスの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第2条 学生会館及びクラブハウスの開館時間は、午前7時から午後10時までとする。ただし、学長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（使用許可の手続）

第3条 部室を使用しようとするクラブは、5月末日までに所定の申請書を事務局学生支援室長（以下「学生支援室長」という。）に提出し、学長の許可を受けなければならない。

（鍵の貸与）

第4条 学長は、部室の使用を許可したときは、前条のクラブの代表者に、当該許可に係る部室の鍵を貸与するものとする。

（使用期間）

第5条 部室の使用期間は、許可を受けた日から翌年の6月末日までとする。

（禁止行為）

第6条 部室においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 部室を部室以外の用途に使用すること。
- (2) 部室又はその設備を変更すること。
- (3) 転貸し、又は使用权を譲渡すること。
- (4) 火災又はガス中毒等のおそれのある器具等を使用すること。
- (5) 危険物を持ち込むこと。
- (6) 飲酒又は喫煙をすること。
- (7) 戸、壁又は窓ガラスにポスター等をのり付けすること。
- (8) 合鍵を作成すること。
- (9) 他のクラブに対し迷惑となる行為をすること。

（特別設備の設置の許可）

第7条 部室の使用に当たり、特別の設備を設け、又は特殊な物品を搬入しようとするクラブは、あらかじめ学生支援室長に所定の申請書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し等）

第8条 前2条の規定に違反したときは、部室の使用許可を取り消し、又はクラブに対し、使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。

（立入検査）

第9条 学長は、部室の管理上必要があると認めるときは、指定した者に随時部室の検査をさせ、又はクラブに対して適当な指示をさせることができる。

（部室の明渡し）

第10条 クラブの代表者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに部屋を明け渡すとともに、貸与されている鍵を返還しなければならない。

- (1) クラブを解散しようとするとき。
- (2) 広島市立大学学生生活規程第8条の規定により、クラブの認定を取り消されたとき。
- (3) 使用期間が満了したとき。
- (4) 第8条の規定により、使用許可を取り消され、又は退去を命ぜられたとき。

（和室及び集会室の使用）

第11条 和室及び集会室の使用については、広島市立大学体育施設使用規程第4条の規定を準用する。

（委任）

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て学長が別に定める。